

愛媛県土地家屋調査士会慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、愛媛県土地家屋調査士会（以下「本会」という）の会員並びにその家族の慶弔に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(慶弔金の種類)

第2条 慶弔金の種類は次のとおりとする。

- (1) 表彰祝金
- (2) 結婚祝金
- (3) 傷病見舞金
- (4) 災害見舞金
- (5) 弔慰金

(表彰祝金)

第3条 会員が、本会の発展に尽力した功績により叙位叙勲を受けたときは、理事会の決議により祝意を表するものとする。

2 会員が、法務大臣、法務局長、日本土地家屋調査士会連合会会長等又は会長から表彰を受けたときは、次のとおりの記念品等を贈るものとする。

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 法務大臣 | 金 10,000 円程度 |
| (2) 法務局長 | 金 5,000 円程度 |
| (3) 日本土地家屋調査士会連合会会長 | 金 5,000 円程度 |
| (4) 会長 | 金 3,000 円程度 |

(結婚祝金)

第4条 会員が、結婚したときは、金 5,000 円程度の記念品等を贈るものとする。

(傷病並びに災害見舞金)

第5条 会員が、傷病により 15 日以上業務を行い得ないときは、傷病見舞金として金 10,000 円を贈るものとする。但し、傷病の程度により、理事会の決議によりその金額を増額することができる。

2 会員が、風水害その他非常の災害により被害を受けたときは、次のとおりの災害見舞金を贈るものとする。但し、被害の程度により、理事会の決議によりその金額を増額することができる。

- (1) 事務所又は住居の全焼又は全壊 金 20,000 円

(2) その他の災害 金 10,000 円

(弔慰金)

第6条 会員又はその家族が死亡した場合、次のとおりの弔慰金及び供花を贈るものとする。

(1) 会 員 金 30,000 円・供花

(2) 配偶者 金 20,000 円・供花

(3) 会員の一親等の血族 金 10,000 円・供花

2 元会員が死亡した場合、供花もしくはそれと同等の弔慰金を贈ることができる。

(準用規定)

第7条 本規程は、事務職員その他会員以外の者に準用することができる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。